

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成19年7月2日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

有限会社 川長商建
代表取締役 川中 長治
京都市山科区音羽野田町20番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山科トップセンター
京都市山科区音羽野田町20番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成19年7月19日

3 届出年月日

平成19年6月20日

(産業観光局商工部商業振興課)